

(起立少数)

○**渋谷佐輔議長** 起立少数であります。

よって、請願第8号は、不採択と決定いたしました。

文教常任委員会審査報告

○**渋谷佐輔議長** 次に、文教常任委員会の審査の報告を求めます。

安部 隆文教常任委員長。

(安部 隆文教常任委員長登壇)

○**安部 隆文教常任委員長** それでは、平成27年第8回市議会定例会において、文教常任委員会に付託されました議案1件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る12月11日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め審査いたしました。

それでは、議案第96号 西置賜地区視聴覚教育協議会の廃止について申し上げます。

本案は、西置賜視聴覚教育協議会を廃止するため、地方自治法第252条の6の規定により、提案されたものであります。

審査に際し、文化生涯学習課長からは、この協議会は、昭和42年の設立以来、西置賜1市3町の視聴覚教材及び機材の共同購入等を通じて視聴覚教育の推進を図ってきたが、近年の情報処理技術の発達あるいは機器の低廉化等の状況を鑑み、廃止するに至ったとの説明を受けたところでございます。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、文教常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○**渋谷佐輔議長** 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第5、議案第96号 西置賜地区視聴覚教育協議会の廃止についての1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

議案第96号 西置賜地区視聴覚教育協議会の廃止についての1件について、文教委員長の報告は、原案可決であります。

文教委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○**渋谷佐輔議長** 起立全員であります。

よって、議案第96号は、文教委員長報告のとおり決定いたしました。

厚生常任委員会審査報告

○**渋谷佐輔議長** 次に、厚生常任委員会の審査の報告を求めます。

小関秀一厚生常任委員長。

(小関秀一厚生常任委員長登壇)

○**小関秀一厚生常任委員長** 厚生常任委員会審査報告。

平成27年第8回市議会定例会において、厚生常任委員会に付託になりました議案2件について、審査いたしました経過と結果についてご報告を申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る12月14日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め審査をいたしております。

それでは、議案第97号 指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

本案は、株式会社セロン東北を指定管理者に指定し、引き続き長井市緑が丘斎場の管理を行わせるため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、火葬業務指導料については、顧問として指導的な立場で従事している職員の人件費ということであるが、その職員は指定申請書に添付されている組織図のどこに位置づけられているのかとの質疑がなされ、市民課長からは、この組織図には掲載されていない。顧問という立場である。ただ、実質的には臨時職員と同じ業務をやっていることになるので、あえて挙げれば一番下の斎場職員ということになる。毎日ではないが業務が集中する場合に、月6日を目途に従事しているようだと答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、支出内訳の中に人件費の項目があるが、この人件費のどこに当てはまるのかとの質疑がなされ、市民課長からは、人件費の項目ではなく、セロン東北の資料上は火葬業務指導料に計上されていた。実質的には人件費なので、火葬業務指導料に計上するのではなく、この5万円分については、人件費に計上したほうが、誤解を招くことなく、わかりやすい形であったと反省しているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、指定申請書の中で職員は地元または近隣在住者を優先的に採用すると方針としてうたっているが、職員採用の状況はどのような実績になっているのかとの質疑がなされ、市民課長からは、既にセロン東北では、新庄市にある斎場の指定管理者の指定を受けていたが、長井市の斎場をオープンするに当たり、新庄の職員を採用したということではなく、基本的には地元から採用したと認識している。ただ、当初はさまざまな業務を学ぶ必要があるので、新庄からも応援に来ていただき、研修を積みながらスムーズに移行できるようにしたと聞いているとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第101号 長井市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の施行に伴い、所要の改正を行うために提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、マイナンバー制度の施行により個人番号を記載するというところであるが、個人番号がなければ手続ができないということかとの質疑がなされ、福祉あんしん課長からは、国の法律によれば、手続には個人番号を記載することになっているので、個人番号を記載した形で申請をしていただくという流れになると思っているとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、国では個人番号の記載がなくても手続等には支障はないと言っているが、長井市では個人番号の記載がないと手続に支障があるということか。個人番号を必ず記載しないと長井市では受理しないということか。また、マイナンバー制度は1月から施行されるわけだが、長井市では全世帯への配達を終了しているのかも含めてお聞きしたいとの質疑がなされ、福祉あんしん課長及び厚生参事からは、減免及び猶予を受けるときはそれなりに災害等被災したという事実があるわけなので、まずは氏名、住所など本人が特定できるような状況で申請をいただければ、受理ができると認識している。個人番号の記載がないことにより、受け付けをしないといった事態は避けたいと考えている。また、通知カードの配達状況は、12月4日現在であるが、配達通知は9,919通という数である。休日などを狙ってなるべく在宅の時間に配達したと聞いている。しかしながら、留守である場合は、法律に従って、返戻という

形で市民課のほうに戻ってくる。その返戻数が452通ほどであった。その後、電話などで連絡を取り、受け取りに来られた市民もおおり、現在は300の前半ぐらいまでには減ってきていると思っているとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、現在、長井市では300前後のマイナンバー通知カードが市のほうに戻ってきているということであるが、全国では約500万通が各自治体に戻ってきているということで、今後もふえる見通しである。全国では約5,600万世帯に郵送されているので、約1割の返送があるということになる。中には受け取り拒否という方もおり、そういう方は自治体から本人に連絡をしても、もちろん受け取りには来ないわけで、最終的にそういった方には市としてどのような対処をするのかお聞きをしたいとの質疑がなされ、厚生参事からは、今回のマイナンバー制度については国の事務となっているので、当然ながら国の判断をいただいて取り組みたいと思っている。長井市内でも報告を受けているところによると、非常に少数ではあるが、拒否の方がいらっしゃるという現実である。全てに送るとというのが国の方針のようなので、基本的にはどういった手法がよいのか、どこまで法律でやれるのか、ケースケースの取り組みなど、詳細に県に照会しながら、それに従って対応していきたいと思っているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、改正案を見ると、「前項の申請をする者は」あるいは「保険料の減免を受けようとする者は」ということで、対象者がアクションを起こすことになっているが、これを周知徹底することなどについて、地域包括支援センターの労力、手間暇はあるのかとの質疑がなされ、福祉あんしん課長からは、保険料関係の通知を出す段階で周知を図ることになるので、地域包括支援センターの業務からは外れるとの答弁を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、反対の意見を申し上げる。今、説明があったように、マイナンバーがなくても支障のないように手続きができるということで、政府もそのように話をしている。このマイナンバーというのは、個人番号の持ち歩きということで強い不安の声が広がっている。この番号とともに名前や住所、性別、生年月日など個人情報全部そこに記載されている。政府はマイナンバーの民間分野への利用拡大も考えている。また、マイナンバーの使用差しとめなどを求め、提訴されている。実際にこのマイナンバーの通知を手にしてからも国民の不安は広がるばかりである。このマイナンバーの1月実施を延期して、制度の危険性を検証、再点検し、廃止に向け見直しが必要だと考えるので反対であるとの意見が出されたところであります。

採決の結果、本案は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、厚生常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○**渋谷佐輔議長** 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第6、議案第97号 指定管理者の指定について及び日程第7、議案第101号 長井市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての2件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第6、議案第97号 指定管理者の指定についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○**渋谷佐輔議長** 起立全員であります。

よって、議案第97号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第7、議案第101号 長井市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○**渋谷佐輔議長** 起立多数であります。

よって、議案第101号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

予算特別委員会審査報告

○**渋谷佐輔議長** 次に、予算特別委員会の審査の報告を求めます。

蒲生光男予算特別委員長。

(蒲生光男予算特別委員長登壇)

○**蒲生光男予算特別委員長** 平成27年第8回市議会定例会において、予算特別委員会に付託になりました議案第103号 平成27年度長井市一般会計補正予算第9号を初め、特別会計補正予算6件の平成27年度補正予算案7件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

予算特別委員会は、会議日程に従い、去る12月16日に審査が行われたところであります。

審査に当たっては、各会計補正予算の概要について担当課長から説明を受けた後、5名の委員の総括質疑が行われ、終了後に細部審査を行ったところでありますが、その経過につきましては、議長を除く全員で構成する委員会でありますので、後刻会議録によりご承知くださいますようお願いを申し上げ、審査の結果のみご報

告申し上げます。

議案第103号 平成27年度長井市一般会計補正予算第9号、議案第104号 平成27年度長井市国民健康保険特別会計補正予算第2号、議案第105号 平成27年度長井市公共下水道事業特別会計補正予算第2号、議案第106号 平成27年度長井市山形鉄道運営助成事業特別会計補正予算第2号、議案第107号 平成27年度長井市農業集落排水事業特別会計補正予算第2号、議案第108号 平成27年度長井市介護保険特別会計補正予算第2号並びに議案第109号 平成27年度長井市宅地開発事業特別会計補正予算第2号の補正予算7件につきましては、いずれも全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が審査の結果であります。当局におかれましては、審査の過程で委員各位より出されました質疑、意見等については十分に意を用いられ、事務の執行に当たられるよう申し上げ、予算特別委員会の審査の報告を終わります。

○**渋谷佐輔議長** 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第8、議案第103号 平成27年度長井市一般会計補正予算第9号の1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

議案第103号について、予算特別委員長の報告は、原案可決であります。

予算特別委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○**渋谷佐輔議長** 起立全員であります。

よって、議案第103号は、予算特別委員長報告のとおり決定いたしました。